

令和7年度 宇都宮市 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備事業者募集要項 (再公募)

1 募集の趣旨

宇都宮市では、「第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画」(令和6～8年度)に基づく介護サービス提供基盤の整備として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めるため、当該事業所の整備・運営を行う法人を公募します。

2 募集内容

(1) 対象事業所及び整備数

対象事業所：定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型又は連携型）

整備数：4事業所

(2) 募集圏域

下記5つのエリアのうち、いずれか4エリアにおいて、1事業者ずつ募集します。なお、提供するサービスにつきましては、応募するエリアに居住する高齢者を対象にしてください。

エリア	整備数	日常生活圏域
中 央	1	中央、築瀬、城東／陽南、宮の原、西原／昭和、戸祭／今泉、錦、東／西、桜
東 部	1	御幸、御幸ヶ原、平石／清原／瑞穂野／峰、泉が丘／石井、陽東
南 部	1	横川／雀宮（東）／雀宮（西）、五代若松原／緑が丘、陽光
西 部	1	姿川（北）、富士見、明保／姿川（南）／国本／細谷・上戸祭、宝木／城山
北 部	1	富屋、篠井／豊郷／河内（古里中学校区）／河内（田原学校区）／河内（河内中学校区）／上河内

3 募集条件等

(1) 着工及び整備完了の時期（備品購入を含む）

ア 着工時期

整備事業者選定後、速やかに入札等の必要な手続を経た上で着工すること。

イ 完了時期（建物の竣工検査終了まで）

令和8年3月31日まで

(2) 他事業との合築等

- ・ 他の介護サービス事業所等との合築又は併設は可能ですが、事業所や設備は共用できません。

(3) 土地の条件等

- ・ 法令等に基づく規制解除や開発許可等が見込まれる土地であって、事業所の建設及び用途に支障がないようにしてください。
- ・ 事業所を整備する上で必要な土地は、整備を行う法人が所有又は取得の予定があるものとします。なお、事業所を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものであれば、借地でも可能とします。
- ・ 建物を自己所有せず、事業の運営のみを行う場合は、事業所を運営する事業の存続に必要な期間の賃貸借契約が必要です。

(4) 整備資金に対する補助

選定された事業者に対し、栃木県が実施する令和7年度の「栃木県地域医療介護総合確保基金」を活用し、下記に示す上限の範囲内で施設整備費及び開設準備経費（備品購入費等）に係る補助を予定しております。ただし、整備する建物が事業者の自己所有とならない場合、施設整備費に係る補助金の交付対象となりません。

ア 施設整備費に係る補助

1 事業所当たり 6, 4 7 0 千円以内

イ 開設準備経費に係る補助

1 事業所当たり 1 5, 3 0 0 千円以内

※ 補助を受けて整備した後、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、補助金の返還が必要になる場合があります。

※ 既に補助金で整備した建物（特別養護老人ホームや通所介護事業所など）の一部を使用する場合には、事前にご相談ください。

※ 既存の建物を活用した整備の場合は、整備費補助金は交付の対象外となりますので注意してください。

(5) 基準の遵守

応募を行う前に、「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を精読し、内容等を確認してください。

なお、応募者は本要項に記載した諸条件のほか、土地及び建築物（合築や併設）等並びに公募対象のサービスだけではなく、計画全体について関係法令（社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法など）や通知等を遵守してください。また、必ず所管部署に確認を行ってください。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託について

平成31（2019）年4月から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務の一部を訪問介護事業所、訪問看護事業所等が委託契約に基づき行うことができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託」を認めております。

「宇都宮市指定訪問介護事業者、指定夜間対応型訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の連携に関する業務委託指針」の内容を十分確認し、業務遂行に当たっては労働関係法令を遵守してください。

(7) 選定後の計画の変更について

整備事業者として選定後の整備計画の変更は、原則認められません。

利用者サービスの向上につながるものや、事業所の実施設計に伴う等やむを得ないもので審査結果に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認めることとします。

また、指定する完了時期までに完成が見込めない場合、選定を取り消すことがあります。

4 応募資格

応募する資格を有する者は、次のとおりとします。

ア 応募する時点において、応募者が法人格を有していること。

イ 応募者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

ウ 応募者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に関係がある者でないこと。

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項及び介護保険法第115条の12第2項の規定による欠格事項に該当しないこと。

オ 事業計画が確実なものであること。

5 日程

募集及び選定のスケジュール（予定）は、次のとおりです。

令和7年5月26日～令和7年7月31日	募集要項等の公表（本市HP）
令和7年5月26日～令和7年7月10日	質問の受付
令和7年7月28日～令和7年7月30日	応募書類の受付
令和7年7月31日～	1次審査（応募要件等の審査）
令和7年8月下旬	1次審査結果の通知 （2次審査日時の通知）
令和7年9月初旬	2次審査 （書類審査及びヒアリング審査）
令和7年9月下旬	事業者の選定・通知・公表

※ 2次審査の日時等については、1次審査通過者に個別に通知します。

※ スケジュールは前後する場合があります。

6 応募手続

(1) 応募書類の提出

応募者は、本市ホームページに掲載される「提出書類一覧」に定める書類を、下記のとおり提出してください。

提出書類等は本市ホームページ（ページID：1026776）からダウンロードしてください。

なお、提出に当たっては、「提出書類作成上の注意点」や指示事項に従って、記載の誤りや添付書類の不備等がないよう注意してください。

ア 受付期間 令和7年7月28日（月）～令和7年7月30日（水）
9時00分～17時00分

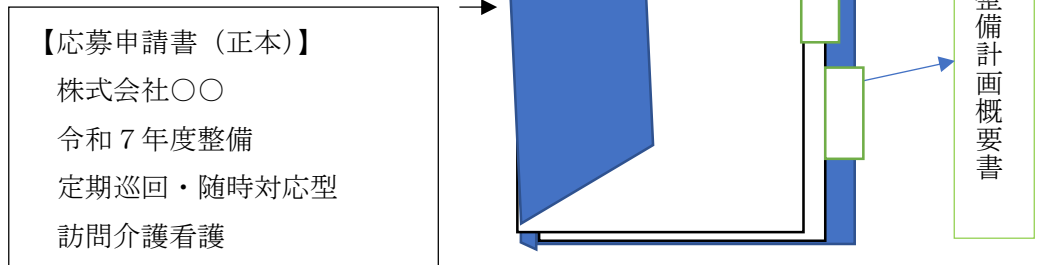
イ 場 所 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課
（市役所本庁舎2階D4-2窓口）

ウ 提出部数 10部（正本1部，副本9部）

※ 副本はコピー可

※ 提出書類は、A4サイズのフラットファイル等に綴り、提出。
書類一覧の区分番号ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に法人名、整備年度、サービス名を記載してください（ただし、図面はA3とします）。

【ファイル作成例】



エ 提出方法 提出場所へ直接持参（郵送及び電子メールによる提出は不可）

(2) 質問等の受付

本要項に関する質問は、質問書（提出書類と同じページからダウンロード）に内容を簡潔にまとめて記入の上、FAX又は電子メールにより、下記担当課まで送付してください。

※ なお、質問に関して応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、ホームページで公表します。

送付先 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 介護事業者指導グループ

FAX：028-639-8825

E-Mail：u1901@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 件名を「地域密着型サービス整備事業者募集に関する質問」としてください。

7 審査等

応募者から提出された提案については、次のとおり 1 次審査及び 2 次審査を行い、その審査結果に基づき、市が事業者を選定します。

本事業において、応募者がいない場合又は審査の結果により基準を満たさなかった場合は、事業者の選定を行いません。

(1) 1 次審査（応募要件等の審査）

本市において、本要項に規定する条件、市条例及び関係法令等について、応募書類等により審査します。

(2) 2 次審査（書類審査及びヒアリング審査）

1 次審査通過者に対し、外部の有識者で構成する宇都宮市社会福祉施設等事業者選考専門委員により、次の観点等から、応募書類による書類審査及びヒアリング審査を実施します。

ア 事業の実施方針（応募動機、理念、資金計画等）

イ 代表者等の能力・適性（経営能力、介護保険制度の理解等）

ウ 建築計画等（立地、資金計画、設計内容等）

エ 職員（人材確保、人員配置、資質向上）

オ 運営計画（利用者処遇、緊急時・感染症対策、サービスの質等）

カ その他（介護ロボット・ICT の活用 of 取組等）

(3) ヒアリング審査の注意事項

- ・ 出席者は、理事（役員）又はそれに準じる者 1 名及び管理者予定者 1 名の計 2 名とします。
- ・ 応募者から委託された業者（コンサルタント等）による代理出席は認めません。

8 結果通知等

(1) 審査結果の通知

審査結果は、1 次審査・2 次審査ごとに応募者に文書により通知します。

(2) 応募の概況等の公表

応募者数、選定法人等については、市ホームページ上で公表します。

9 応募に当たっての留意点

(1) 費用負担について

応募に関して要する一切の費用については、応募者の負担とします。

(2) 応募書類の変更について

応募書類の受付以降における差替及び再提出は原則として認めません。

ただし、市が必要と判断した場合は、書類の修正、追加資料の提出等を求めることや、聞き取りを行うことがあります。

なお、受付後の応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(3) 虚偽の記載があった場合について

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、応募・選定を無効とします。

また、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(4) 個別相談や審査内容に係る問合せについて

応募者（コンサルタント等の関係者を含みます）から本市担当者等に対して自らの応募書類・提案内容の優劣等を質問する等の個別相談，審査内容に係る問合せは，公募の公平性・公正性を期すため審査の事前・事後とも受け付けません。

(5) 入札及び契約について

補助金の交付を受けて整備を行う際は，本市の手続きに準拠した入札及び契約等を行わなければなりません。

(6) 指定の条件について

当該事業の運営を行う地域については，基本的には選定された日常生活圏域に限ることを指定の条件とします。

<問い合わせ先>

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課 介護事業者指導グループ
〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

電話 028-632-2932 FAX 028-639-8825

E-mail: ul901@city.utsunomiya.tochigi.jp

日常生活圏域図

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備圏域
5ブロック(東部エリア・西部エリア・南部エリア・北部エリア・中央エリア)図》

